

濃縮・埋設事業所 濃縮事業部および濃縮・埋設事業所 埋設事業部の  
原子力事業者防災業務計画の見直しについて

1. はじめに

濃縮・埋設事業所 濃縮事業部および濃縮・埋設事業所 埋設事業部の原子力事業者防災業務計画（2022年11月11日付届出）について、濃・埋モニタリングポスト1～3の設備更新に伴い測定範囲の変更が生じた。

見直しに当たっては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基づき、軽微な変更扱いには該当しないことから、一部修正を行い、県・村に60日間の協議を申し入れる。

2. 修正内容

別図-13 モニタリングポスト配置図

（仕様表内 低レンジモニタの測定範囲： $10^{-3} \sim 10^1 \mu\text{Gy/h}$ から $10^{-2} \sim 10^1 \mu\text{Gy/h}$ に変更）

3. 経緯

濃・埋モニタリングポストは、設置から約15年以上が経過していることから、機器の信頼性確保と予防保全の観点から、設備更新を行ったものである。

更新にあたっては、加工施設に関する設計及び工事の認可申請書（2021年7月2日補正申請）を申請し、認可後（2021.7月）、更新工事を着手している。

更新方法は、全3台のモニタリングポストを1台ずつ更新（1台停止し、2台は監視を継続）した。

なお、更新工事完了後にモニタリングポストによる監視を行っているのは、平成25年11月6日 原子力規制庁文書「核燃料施設等における新規規制基準の適用の考え方」3ページに記載のとおり、維持管理に不可欠な活動は「可」とされており、濃縮工場の維持管理に不可欠な活動として、放射線監視・測定設備の運転を継続している。

本来、新モニタリングポストを使用開始する時点で、事業者防災業務計画を改正すべきであったが、使用前事業者検査を完了し、原災法に基づく現況届出書の提出と同じタイミングで改正する方針としている。

4. 今後のスケジュール

新モニタリングポストの使用前事業者検査完了時期予定が明確になった時点で、原子力事業者防災業務計画の協議申入れ時期を含めたスケジュールについて、提案させていただきたい。

以上